

公布された条例のあらまし

○佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）

- 1 総務委員会の所管事項について、地域交流部に関するものを削るとともに、公安委員会に関するものを加えることとした。（第 2 条関係）
- 2 県土整備・警察委員会の名称を地域交流・県土整備委員会に改めるとともに、同委員会の所管事項について公安委員会に関するものを削り、地域交流部に関するものを加えることとした。（第 2 条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。